⑶　実用化研究支援事業及び承継事業

画期的医薬品・医療機器の実用化段階の研究をベンチャー企業を支援して行う実用化研究支援事業及び医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（旧医薬品機構）で実施した出融資事業に係る資金の回収を行う承継事業を実施すること。

ア　適正な評価体制の構築

プログラムオフィサー等による指導・管理体制を構築した上で、外部評価委員会による評価の実施、適切な評価項目の設定等を行い、適正な評価体制の構築を図ること。

イ　実用化研究支援事業の在り方の見直し

中期目標期間中に事業の在り方について見直すこと。

ウ　既採択案件の適切なフォロー

研究進捗状況の把握を行うとともに、早期事業化に向けて適切な指導・助言を行うこと。

エ　成果の創出

研究成果による収益の確保を目指すこと。

オ　承継事業の適正な実施

出資事業に係る収益の最大化を図るために必要な措置を行うとともに、融資事業に係る貸付金の回収を確実に行うこと。

4．創薬支援

アカデミア等の優れた基礎研究の成果を確実に医薬品の実用化につなげることができるように、基礎研究等から医薬品の実用化まで切れ目なく支援するためのオールジャパンでの創薬支援体制の本部機能を中心となって担い、有望なシーズの情報収集・調査や評価・選定をはじめ、研究に対する出口戦略の策定・助言、応用研究から非臨床試験を中心とした技術的助言や支援、知財管理支援、企業連携支援等を行うこと。

第3　業務運営の効率化に関する事項

1．機動的かつ効率的な業務運営

ア　経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応させる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制やガバナンスの強化を図ること。

2．業務運営の効率化に伴う経費節減等

ア　業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間終了時までに、一般管理費（人件費は除く。）については、中期目標期間中の初年度と比べて15%程度の額を節減すること。

イ　業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間終了時までに、事業費については、中期目標期間中の初年度と比べて6.2%程度の額を節減すること。ただし、中期目標初年度の当初予算に計上されなかった業務分等はその対象としない。

ウ　人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの５年間で平成17年度を基準として５%以上を削減すること。

さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年７月７日閣議決定）に基づき国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革の取組を平成23年度まで継続すること。

併せて、研究所の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況については公表すること。

①　職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。

②　国からの出向者の割合が高いなど、給与水準が高い原因について是正の余地はないか。

③　国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。

④　その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

エ　契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。

①　「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。

②　一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

③　監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。

④　契約監視委員会において、契約の点検・見直しを行うこと。

オ　無駄な支出の削減のため、以下の取組を行うこと。

①　人事評価制度において、無駄を削減し、業務をより効率的に行う取組を職員の評価に反映させ、職員に周知するとともに、職員の意識改革を行うこと。

②　職員から無駄削減に関する提言を募集し、有効な無駄削減に資する提言については、職員に周知のうえ、取組として実践すること。

③　無駄の削減に取り組む責任者・担当者を定め、関係者が連携・協力できる体制を構築すること。

④　公用車及び業務用車の効率化を進めること。

⑤　事務用品の一括調達、コピー機等の複数年度のリース契約等公共調達の効率化に資する取組を一層推進すること。

⑥　割引運賃及びパック商品の利用を徹底し、出張旅費の削減に取り組むこと。

⑦　その他従前より、取り組んでいる事項については引き続き、一層の推進を行うこと。

第4　財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第２項第４号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。

⑴　本目標第３の１．及び２．で定めた事項については、経費の削減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

⑵　運営費交付金以外の収入の確保

競争的研究資金、受託研究費その他の自己収入を獲得すること。

第5　その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第２項第５号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。

⑴　人事に関する事項

ア　職員の専門性を高めるために適切な能力開発を実施するとともに、卓越した研究者等を確保するために職員の勤務成績を考慮した人事評価を適切に実施すること。

また、このような措置等により職員の意欲の向上を図ること。

導入教育・継続教育を含めた職務訓練を通じ、管理部門の能力開発を目的とした研修制度を定着させ、研究活動を支援する人材能力を高めることにより、管理部門の能力の最大化を図ること。

イ　研究者の流動的で活性化された研究環境を実現するため、若手研究者等を中心に積極的に任期制を導入すること。

任期の定めのない研究者の採用にあたっては、研究経験を重視し、研究者としての能力が確認された者を採用すること。

ウ　製薬企業等との不適切な関係を生じることがないよう、適切な措置を講じること。

⑵　セキュリティの確保

個人及び法人等の情報保護を徹底するため、事務室等のセキュリティを確保するとともに、「第２次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。

⑶　施設及び設備に関する事項

業務の円滑な実施を図るため、施設及び設備の整備について適切な措置を講じること。

なお、薬用植物資源研究センター和歌山研究部については、本中期目標期間中に廃止するとともに適切に処分を行うこと。